

第5回 四条通エリアマネジメント会議 議事要旨

日 時：平成 26 年 1 月 31 日（金） 午前 10 時 30 分～午前 11 時 50 分

場 所：京都市役所寺町第 1・2 会議室

出席者：別紙のとおり

議 題：1 四条通の整備について

2 沿道アクセススペースの利用ルールについて

3 沿道アクセススペースのマネジメント方策について

議事要旨：

1 四条通の整備について（資料に基づき，事務局から説明）

2 沿道アクセススペースの利用ルールについて（資料等に基づき，事務局から説明）

（1）各委員からの意見要旨について

- 資料 4 右下の利用区分一覧の表に，アクセススペースの種類（タクシースペース，貨物車スペース，フリースペース）ごとに利用できる車種（タクシー，貨物車，一般の乗用車）を○と×で記載しているが，それぞれの○と×の意味を注釈として追加してほしい。
- 資料 4 右下の利用区分一覧の○と×について，わかりやすく追記する。

（2）とりまとめ

- 沿道アクセススペースの利用ルールについては，現在設計中の道路構造等にも関連するものであるため，次回には詳細な内容を提示していただきたい。
- 運用の仕方については，地元の皆様と協議しながら実際に守れるルールを作っていく必要がある。

3 沿道アクセススペースのマネジメント方策について

（資料に基づき，事務局から説明）

（1）各委員からの意見要旨について

ア 京都タクシー業務センターの取組について

- 現状の取組として，四条河原町等の違法客待ちの苦情が多発する地点において，各タクシー会社の運行管理者（タクシー会社の管理職の社員）が指導を行っている。また，京都府警が実施するクリア作戦に参画し，

四条烏丸周辺等において巡回指導を実施している。

- 京都市域交通圏タクシー特定地域協議会において協議してきた乗務員指導規程は、特定指定地域※₁の指定の見直し状況を確認しながら審議を行っている。特定指定地域に指定された場合、法律に基づき適正化実施機関※₂を設置することになり、法律に裏付けられたより抑止力、強制力のある規程を創設していくことが可能になる。

※₁ 特定指定地域

タクシー業務適正化特別措置法に基づき、タクシー事業の適正化が特に必要な地域として国が指定している地域で、現在、東京、横浜、大阪が指定されている。

※₂ 適正化実施機関

特定指摘地域において、道路運送法等に違反する行為の防止や是正を図るための指導業務や、タクシー運転者への研修業務などの適正化業務を実施する機関。

イ 四条繁栄会の取組について

- 現在でも違法駐輪の啓発や万引きの防止のための巡回を実施しており、その体制を使って巡回指導も検討できる。
- 商店街の放送設備や屋外広告物条例との関係もあるが、アーケードを活用した看板設置も活用できると思う。
- また、公共交通利用促進のため公共交通来訪者に対する販売促進を検討できる。以前にK I C Sがレール&ショッピングという取組をしていたが、今度市バスでもI Cカードの利用が可能になると聞いており、バス&ショッピングということもできるのではないかな。

ウ 京都府トラック協会の取組について

- 京都府トラック協会では広報誌を作成しているので、それを活用しての告知やチラシを会員に配布することはできる。
- また、法的拘束力はないが、違反車両について協会に連絡があれば、会員に対して指導や助言を行う。
- 我々の仕事は、荷主の方があっての仕事であることから、荷主の方からもルールを順守するよう要望を伝えていただけると事業者にも伝わっていくと思うので、商店街とも連携していきたい。
- 商店街としても物流事業者と連携して取り組んでいくことは必要であると考えている。

エ 京都市交通局（市バス）の取組について

- 交通事業者としては、お客様の利便性を向上させて、公共交通機関を利用していただけるように取組を進めていく。
- また、この会議で決まった取組については、積極的に参画していく。

オ 沿道管理機器について

- 提案のあった車両検知装置については、車両の存在は検知できるが、ナンバープレートや車種は判別できないと聞いている。カメラ機能も付いた機器となるよう検討してほしい。

カ 駐停車マネジメント部会について

- 事業の評価を行うのは、市民や来訪者である。沿道アクセススペースの運用が上手くいかなければ「こんなスペースは無かった方がよかったのに」という評価をされかねない。沿道アクセススペースのマネジメントが非常に大切であり、皆様の取組の提案は非常に心強い。
- 資料5の2ページにあるような団体（駐停車マネジメント部会）の創設は沿道アクセススペースのマネジメントのためには有効であるが、この体制が上手くいく要因として、リーダーとなる団体の存在が必要であり、今後決めていかなければならない。
- リーダーの存在、リードする団体は重要である。最初は京都市主導で進め、その後は関係者の皆様の方で進めていく形が望ましい。この事業のキーポイントは地域をより活性化するためのマネジメントである。

キ その他について

- マネジメント方策に関するスケジュールについて、今後1年をかけて決めていくようなスケジュールが提案されたが、もっとスピードアップして取り組んでいくことが必要である。
- よくぞここまで進んできたとの所感をもっている。できるだけ早く沿道アクセススペースの利用ルールを利用者に意識付けをすることが必要であり、今後、広報戦略の充実が重要である。二輪対策などについても取り組む必要があり、京都市や商店街とも協議しながら考えていきたい。
- 駐車許可車両の扱いをどうするか考えておく必要がある。駐車許可については、申請があり要件さえ満たしていれば許可を出さざるを得ないものである。新京極商店街などの車両通行禁止の道路については、商店街の同意を得たうえで通行許可を出すこととしており、四条通について

も、このような仕組みができないかと考えている。

- 駐車許可を商店街の同意が必要な形にしてはどうかという提案については、慎重に検討する必要があるのではないかと考えている。これまでから、路上での荷さばきは短時間に限り、それを超える場合は路外荷捌きを行うという考え方を基本としてきた。駐車許可が原則とならないようにする必要がある。

(2) とりまとめ

- 四条通の歩道拡幅は全国的に見ても先進的な取り組みであり、注目度も高い。この事業を成功させるためには利用者にルールを順守してもらうことが重要である。そのために、エリアマネジメントに関する事務局案が提示されたが、各団体が協力して進めていく必要がある。
- 本日、各団体から積極的な提案も頂いているので、それを活かして、より良いエリアマネジメントができる仕組みを構築していきたい。
- あと一息のところまでできている。このプロジェクトが完成すれば必ず多くの来訪者が訪れるだろう。皆様方の更なる御協力をお願いしたい。

第5回 四条通エリアマネジメント会議 出席者名簿

(敬称略)

分野	所属・役職	氏名	備考
学識経験者	立命館大学理工学部教授	塚口 博司	会長
	京都大学大学院工学研究科准教授	山田 忠史	副会長
商業関係	四条繁栄会商店街振興組合理事長	堀部 素弘	
	四条繁栄会商店街振興組合専務理事	亀井 邦彦	
交通事業者	京都タクシー業務センター代表幹事	安居 早苗	
	京都タクシー業務センター常任幹事	坂野 光一	
	社団法人京都府トラック協会理事	藤田 周士	
	京都市交通局自動車部運輸課長	村上 信行	
国土交通省	近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官	川合 宏和	
京都府警察	京都府警察本部交通部交通指導課課長補佐	笹島 和夫	
	中京警察署交通課交通総務係長	山口 正則	
	下京警察署交通課長	岩本 和彦	
京都市	都市計画局歩くまち京都推進室交通政策担当参事	長尾 眞	
	都市計画局歩くまち京都推進室事業推進担当部長	高見 孝幸	
	都市計画局歩くまち京都推進室土木技術担当部長	高松 幸男	
	都市計画局歩くまち京都推進室企画課長	大井 貴之	
	都市計画局歩くまち京都推進室交通施設計画課長	西 靖彦	
	行財政局サービス事業推進室サービス事業課長	坂井 良太郎	
	建設局建設企画部建設企画課長	福田 敏男	
	建設局土木管理部調整管理課長	谷口 一朗	
	建設局土木管理部道路河川管理課長	高見 壯一	
	建設局土木管理部南部土木事務所長	安田 秀亮	
	建設局道路建設部道路環境整備課担当課長	小島 勉	
	中京区役所地域力推進室まちづくり推進課長	金子 宣幸	
	下京区役所地域力推進室まちづくり推進課長	西山 圭児	